

- ・パートへの厚生年金適用、拡大の見通し
- ・パワーハラスメントにならない注意指導のポイント

## パートへの厚生年金適用、拡大の見通し

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

政府・与党が、ついに短時間労働者(パートタイマーなど)への厚生年金の適用を段階的に拡大する調整に入りました。現行では「常時501人以上」の企業(特定適用事業所)に勤めている短時間労働者で、一定の要件を満たす場合に厚生年金保険に加入しますが、2022年10月に「101人以上」、2024年10月に「51人以上」の2段階に分けて要件を引き下げる案が有力となっています。この案が通れば、厚生年金加入者は約65万人増加する見込みです。

### 現在のパートタイマー等の加入要件

- 1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上であること
- 1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3未満であっても、下記5要件を全て満たせば加入となります。

- ①常時501人以上の企業に勤めている
- ②週の所定労働時間が20時間以上
- ③雇用期間が1年以上見込まれる
- ④賃金月額が8.8万円以上
- ⑤学生でない



### 今後に向けて

今後対象となる見込みの事業所は、パートタイマーの多くが被保険者になった場合に備えて、保険料がどのくらい増加するのか見込額を算出しておきましょう。

また、加入したくないがために加入要件を満たさない職場への転職を考える方も増えるかもしれません。あらかじめどのような働き方をしたいのかを従業員と話しておくことも大切です。

## パワーハラスメントにならない注意指導のポイント



同じミスを繰り返す職員がいますが、最近パワハラがよく話題になっているため、あまり厳しく注意できません。

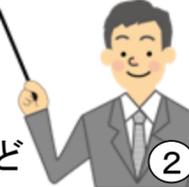
具体的にどのような内容がパワハラにあたるのでしょうか？



①

では「パワハラ6類型」を確認しましょう。

- 身体的攻撃:叩く、殴る、蹴る
- 精神的攻撃:人前で叱責、「馬鹿」「役立たず」等の人格否定するような発言
- 人間関係からの切り離し:意に沿わない社員に対し、仕事を外したり別室に隔離したり自宅研修させたりする
- 過大な要求:一人では無理な仕事を強要、明らかに達成不可能なノルマ設定
- 過小な要求:仕事を与えない、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じる
- 個の侵害:プライベートを執拗に詮索 など



②

パワハラと言われたいような注意指導の仕方がありますか？



③

ポイントは「感情的にならずに、相手の行動に対して事実を具体的に伝える」です。

例えば「これを当日お客様に確認しておかないと、後日電話確認することになり迷惑がかかるので、その場で必ず確認してください。また最後にモレがないか必ずチェックしてください。」などです。「あほか。本当に使えないやつだな。」などと言っ

はいけません。指導と叱責は違います。ただ非難するのではなく、教え導いてあげてください。



④

言い方ひとつで受け取り方も全く違うものになりそうですね。

私自身も感情に流されないように気をつけたいと思います。



⑤

そうですね。注意指導することを躊躇していると、適切な指導ができず、職員の成長にもつながりません。

何度も同じミスを繰り返されると、人間ですからイライラすることもあるでしょう。ですが、そこで声を荒げたり感情的になる前に、一旦深呼吸をして落ち着いてから、相手に対して冷静に話し出しましょう。

また、「顧客満足度をあげるために」など、業務上の目的を明確にして、親身な態度で、意図がしっかりと伝わるようにしましょう。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に  
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)  
〒561-8510  
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル  
発行責任者:社会保険労務士 岩田 健  
執筆担当者:岩城 恵美

TEL:06-6868-1193  
FAX:06-6862-4662  
Mail:kcr@nkgr.co.jp

作成日:2019.12.16

